

起業化シーズ育成支援事業

公設試験研究機関発 起業化シーズ育成支援事業

令和8年度募集案内

本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始出来るようにするため、同予算成立前に公募の手続きを行うものです。予算の執行は、同予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

提出期限 令和8年5月8日（金）

お問い合わせ先

（公財）えひめ産業振興財団

産学官連携推進課

TEL089-960-1293

目 次

I	公設試験研究機関発起業化シーズ育成支援事業 について	2
1.	事業の目的	2
2.	対象者	2
3.	対象事業	2
4.	対象経費	2
5.	委託額等	2
6.	応募手続等	2
7.	審査	3
8.	採択	3
9.	委託事業期間	3
10.	委託事業者の義務	3
11.	事業成果の帰属	4
12.	その他	4
II	事業計画書の様式	5 ~

I 公設試験研究機関発起業化シーズ育成支援事業について

1. 事業の目的

本事業は、財団が、公設試験研究機関（以下「公設試」という。）から新産業の創出及び企業の新事業展開に有用な起業化シーズ（以下「育成シーズ」という。）の提案を受けて、より起業化に有効となるよう、育成シーズをブラッシュアップし、その成果を広く産業界に公開することにより、企業の新事業展開に寄与することを目的としています。

なお、育成シーズのブラッシュアップにあたって、調査・研究開発業務を公設試に委託します。

2. 対象機関

本事業で育成シーズの提案、調査・研究開発業務の委託の対象とする公設試は、基本的に愛媛県の研究機関とします。

3. 事業対象

本事業で対象とする研究分野は、次に該当するものです。

ライフサイエンス、バイオテクノロジー、環境、情報通信、ナノテクノロジー・材料、製造技術、エネルギー、異分野技術融合等の分野における独創的な研究開発であって、産業界へ公開・提案することにより、新産業の創出及び企業の新事業展開につながる可能性のあるもの。

4. 対象経費

委託金の対象経費は、当該事業の目的を満たす研究開発で、次のいずれかに該当する経費です。

- (1) 原材料・消耗品等の購入に要する経費
- (2) 研究調査に要する旅費
- (3) 以上のもののほか、財団が特に必要と認める経費

5. 委託金の額

今年度については、委託金の額は、1件につき80万円を限度とします。

6. 応募手続等

- (1) 受付先及びお問い合わせ先
(公財)えひめ産業振興財団 産学官連携推進課

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ愛媛

Tel 089-960-1293 Fax 089-960-1105

(2) 募集締め切り

令和8年4月1日（水）～令和8年5月8日（金）必着

(3) 提出書類

公設試験研究機関起業化シーズ育成支援事業 事業提案書

事業提案書の様式等は、以下のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.ehime-iinet.or.jp>

7. 審査

財団において、提出書類等について学識経験者等で構成する審査会で審査を行います。

8. 契約

審査結果について、後日財団から申請機関あてに通知します。採択になった方は、すみやかに委託業務に係る手続きを取っていただきます。

9. 委託期間

委託期間は、委託契約日から令和9年2月28日までとなります。

なお、委託事業対象経費であっても、支払証拠書類のないもの、及び令和9年2月28日までに支払いが完了しないものは対象外になります。

10. 委託契約者の義務

(1) 委託契約締結後、委託事業の内容、経費の配分（委託事業対象経費の増減が20%以下又は10万円未満の配分変更を除きます。ただし、新たに区分経費を計上する必要が生じた場合は計画変更申請が必要です。）若しくは委託事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に財団の承認を得なければなりません。

(2) 委託事業を完了した時から10日以内、又は財団が別に定める日までに、実績報告書及び成果報告書を提出しなければなりません。

(3) 委託事業により取得し、又は効用が増加した機械等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、委託事業の目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。

(4) 委託事業終了後、委託事業の成果について、別に財団が定め

る方法により発表をしていただきます。なお、発表に要する経費（発表会会場までの交通費等）は委託事業者の負担になります。

11. 事業成果の帰属

委託事業の実施により生じた知的財産権は、委託事業者に帰属します。

12. その他

- (1) 委託金の支払いは、委託事業終了後の精算払いとなります。
- (2) 法令及び要綱に違反したとき、書類に偽りの記載があったとき、事業の実施について不正行為があったとき、もしくは事業を廃止したときは、委託金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (3) 国、地方公共団体及び公的機関から補助や給付を受ける経費、及び支払いの確認ができない経費については、対象外です。

(様式第1号)

年月日

公益財団法人えひめ産業振興財団

理事長 大塚 岩男 様

所属機関
代表者

住所
(申請者) 名称
職氏名

令和8年度公設試験研究機関発起業化シーズ育成支援事業
事業提案書

公設試験研究機関発起業化シーズ育成支援事業実施要領第6条の規定により、下記のとおり事業提案書を提出します。

記

1 事業名

2 事業に要する経費

3 事業実施期間 開始 委託契約日
終了 年 月 日

4 事業の概要（別紙のとおり）

【注意】

以下、本注意書きと、小文字の注意書きは、削除して下さい。
なお、枚数に制限はありません。

4 事業の概要

(1) 研究の概要

代表研究者氏名			
所属機関職名			
専門			
最終学歴 学位			
連絡先	TEL E-mail	FAX	
共同研究者名	(グループの場合)		
申請機関名			
代表者 職氏名			
【事業名】 研究テーマ名を30字程度で簡潔に記入する。			
【研究分野】 「募集案内I-3. 対象事業」を参考に記入する。			
【キーワード】 3~5項目を記入する。			
【概要】 研究開発の概要を200字程度で記入する。			
【背景・目的】 本研究の目標達成により、どのような産業ニーズ・社会ニーズに応えるのか、どのような産業技術のシーズとなるのか、を記入する。			

【目標・計画】

可能な限り定量的に本研究の目標を記入する。また目標を達成するための計画内容を具体的に記入する。その際、研究開発によって解決すべき主要なポイント及びその解決の見通しなども記入する。

【特色・独創性、従来技術との比較】

本研究の特色、独創性等を記入する。

また、国内外の従来・類似技術に対する本研究の優位性を記入する。

(できるだけ、項目を比較表としてまとめる。従来・類似技術が全くないならば、そのことを記入する。)

【研究成果の応用先】

研究成果が新産業の創出及び企業の新事業展開にどのように使われるのかについて、想定している市場、競合製品の動向（性能、価格等）を踏まえて具体的に記入する。

【本事業終了後の展開（目指す競争的資金等）】

本事業終了後に企業等と連携してどのような展開を想定しているか、またどのような競争的資金等を目指しているかを具体的に記入する。

【他機関との連携】

本研究を実施する際に連携、協力する他の研究機関、企業を記入する。

【県内企業（産業）への貢献性】

県内における新産業の創出及び県内企業の新事業展開への寄与について、記入する。

【用語の説明】

本研究開発提案書で使用している専門用語及び略語のうち、必要と思われるものについては、解説を記述する。

なお、他に参考となるWebサイトがあれば、併せてURLも記入する。

研究の概略図

研究者：所属・氏名	
事業名	
研究の目的	
本研究内容をわかりやすく図示して下さい。	

別紙

(2) 研究経費計画（委託事業に要する経費を使途別に具体的に記入）

(単位：円)

費目	品名	規格	数量	金額	備考
消耗品等 購入費					機械装置（又は工具・器具等）は消耗品等購入費に記入して下さい。 ただし機器1台あたり20万円未満に限ります。
研究調査旅費					
その他の 経費					
合計					

主な経費の説明

費目・品名	主たる用途

(3) 公設試験研究機関起業化シーズ育成支援事業における最近2年間の採択実績

事業名	研究テーマ名
概要	研究概要
今回の提案との関連性及び必要性	今回の提案事業との関連性（継続性）及び実施する必要性について記述してください。

(4) 他制度への類似提案状況説明

申請者（企業・大学等の研究者）及び研究参加者が、現在、他制度（官公庁、独立行政法人、公益法人等）から受けている助成金等（現在申込み中のものを含む）や、過去に受けた助成金等（3年以内）がある場合、その制度の実施機関名、制度（事業）名、課題名、実施期間（予定含む）、予算規模、申請代表者名、今回の申請に関する参加者名、今回の申請課題との関連を正確に記入してください。

記入例)

（申請中 採択済）

実施機関名：○○機構

制度（事業）名：*****事業

課題名：△△△の開発

実施期間：令和〇～△年度

予算規模：○○千円

申請代表者名：○○ ○○

今回の申請に関する参加者名：○○ ○○

今回の申請課題との関連：

申請中か、採択済か、現在の状況を選択し、一方を削除してください。

(5) 事業計画の要約

※各項目500文字以内。超過分は削除対象となります。

図や表の貼付、指定以外の資料等の添付はご遠慮ください。

1. 独創性

（研究開発しようとする技術に独創性、新規性があるか。）

2. 実現性

（研究開発の実現性、困難点の解決方法など。）

3. 起業化への計画性

（産業界と連携した起業化への計画、構想など。）

4. 県内企業への貢献性

（県内産業振興への寄与など。）